

春の全国火災予防運動

▷ 2月28日～3月13日 ▷

あなたです!!

火事を出すのも防ぐのも

2月28日から3月13日まで、春の全国火災予防運動が行われます。

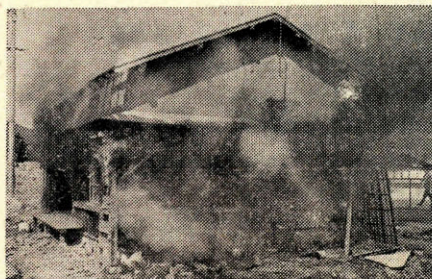
この日本列島のどこかで、8分14秒に1回の割合で火災が発生し、毎日28人が亡くなったり傷ついたりしています。

先ごろ発表された昭和55年版消防白書は、このように伝えています。

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、1年のうちでも火災の発生が最も多い季節です。

長門市では、昨年中建物9件、林野7件の火災が発生しており、建物火災の原因は煙突の過熱、子供の火遊び等であり、また林野の火災は、たき火、あぜ焼き等となっています。

これからは、山火事が多く発生しますので火入れ、たき火のあと始末は完全に、たばこ、マッチの投げ捨てには、とくに注意してください。



中小企業

勤労者生活資金

貸付制度

○対象者

市内に居住し、中小企業に1年以上勤務している勤労者。

○資金使途

教育資金・療養、傷病資金・災害資金
冠婚葬祭資金・その他生活の向上に役立つ資金など。

○貸付限度額……60万円

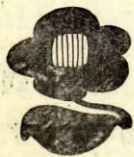
○貸付利率……年 6.5%

○貸付期間……3年以内

○申込先……萩信用金庫

詳しくは、萩信用金庫又は市役所商工課光課へおたずねください。

☎2-2111 内線240



みんなの力で

暴力追放県民運動を

すすめよう!!

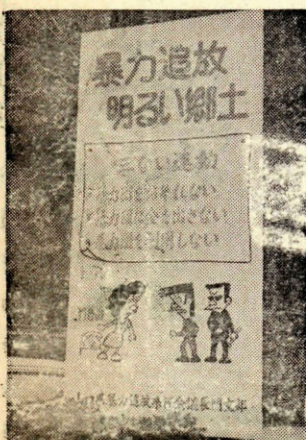
◆ 毎月20日は

暴力追放の日

【三ない運動】

- 暴力団をおそれない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を利用しない

山口県暴力追放県民会議長門支部



年金だより

追納制度を活用しましょう

国民年金の加入者は必ず保険料を納めなければなりません。経済的な事情などで納付が困難な場合、免除を受けることができます。

ところが、免除された期間をそのままにしておくと、将来老齢年金をうけるときの年金額が3分の1になってしまいます。

たとえば、①25年間保険料を納めた場合
②そのうち10年間、免除期間がある場合、とのそれぞれの年金額を比べると次のようになります。

① 1,680円 × 12か月 × 25年

||
504,000円

1,680円 × 12か月 × 15年

②

+

1,680円 × 12か月 × 10年 × 1/3

||
369,600円

このように、年額で実に13万4,400円もの差となるわけです。

そこで、この不利な免除期間についての救済措置として「追納制度」が設けられています。免除をうけた過去10年以内の期間について当時の保険料を納めていた場合と同じ取り扱いとなります。

免除をうけた期間のある方はぜひ「追納制度」をご利用ください。

追納の方法や詳しいことは、市民課国民年金係におたずねください。

☎2-2111 内線294



同和対策推進標語

みんなの社会 みんなが作る 部落差別のない社会